

懲戒処分の実施状況について

(令和6年度)

処分年月日	処分内容	所属部局	職位	年代	処分事由
令和6年4月8日	懲戒免職	農林水産部	係長級	40代	平成29年度から令和元年度に実施した委託事業において、業務委託に関する契約事務手続を行わないまま委託業者に業務を実施させた。また、経費の一部について、別の業務に含めるなど、公文書偽造・作成にあたる不適正な事務処理を行った。加えて、平成29年度に実施した県事業に関する住民監査請求が行われ、地方自治法等の規定に違反すると認定された。
令和6年4月8日	停職1月	経済産業部	課長級	40代	令和元年度に、部下職員を指導する立場にありながら、未払金についての部下職員からの相談に対し、他団体を通じて支払うなど、公文書偽造・作成にあたる不適正な事務処理を行った。